

杉並区地域自立支援協議会へのオブザーバー参加について

1. オブザーバーとして参加いただく方（50音順）

田中 澄子 氏（杉並つくしんぼ会 会長）

永田 直子 氏（杉並区知的障害者育成会 会長）

2. オブザーバー参加の経緯・趣旨

- ・この間、杉並区障害者福祉推進協議会（平成25年8月1日開催）の席上で複数の障害者団体の方より「障害者団体の代表も支援者の一員として地域自立支援協議会に参加し、意見を表明する機会を設けてもらうことはできないだろうか」とのご意見・ご要望をいただいたところ。
- ・より幅広い方たちの意見を当協議会に反映させていくことは、当協議会の趣旨・目的にも合致しており、区内の障害当事者・ご家族のご意見をうかがえることでさらに協議会の議論の活性化が図られることとなるものと考え、会長、副会長及び事務局で協議の上、杉並区障害者団体連合会を通じて、当協議会への参加を呼びかけることとなったもの。
- ・本会委員の人数については、要綱上の制約もあること等から、当面はオブザーバーという立場でのご参加をお願いしたいとお伝えし、ご了承いただいている。

（関連規定）

協議会設置要綱第5条の2

「協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる」

<平成25年8月20日 第1回>

1. 地域相談支援制度と部会の24年度取り組みについて

「地域移行・地域定着支援」制度について

24年度の取組報告

2. 知的障害者の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）について

知的障害者の入所施設からの「地域移行」支援の取組（すだちの里の事例から）

- ・知的障害者のGH制度は、軽度知的障害者を想定していたもの。杉並区の取組は「障害が重くても地域で生活」という考え方に基づく。
- ・移行させる側（施設）と地域の支援側の間での「ずれ」をどう解消するか。その点は、精神の方の病院と地域の関係と同じ面があるのではないが。
- ・入居時点から地域移行に向けた支援がスタートしているが、成果は様々。
- ・地域移行後に、生活を継続するための支援が求められている。（健康面や、精神面含む）

「地域移行」後の取組（GH堀ノ内ハイム、ゲンキ本天沼の事例から）

- ・入居当初支援が重要。支援員の勤務形態から、情報共有の仕組みづくりが重要。
- ・統合失調症、高齢認知症への対応等、知的とは別の分野の経験が求められる。
- ・ひとりの「生活者」として支援する視点、相談支援と関連機関との連携が重要。
- ・相談支援事業所に任せきりにせずサービス提供事業所も含め連携していくことも重要。
- ・GH入居にあたって前施設からのアドバイスが必要、通所先とも連携しながら、対応方法を工夫している。（本人のこだわりや特性に配慮した支援）
- ・合併症のある方や、医療ケアのある方など医療や看護のサポートは不可欠。容易に医療面で相談できる体制がほしい。

3. 意見交換

- ・知的の方は、手厚いサポートで、生活が成り立つ場合が多く自らの意思決定が難しい環境にある。支援者が「単身生活は困難」と思っているためもあるか。
- ・当事者も支援者（家族）も経験不足や先入観があり、体験の蓄積とともに安心感を担保することも必要。
- ・知的の方はどんな支援があれば一人暮らしができるのか検討したい。
- ・知的の方は「一人暮らししたい」というニーズがでてくることが少ない。経験している人も少なく、一人暮らしのイメージが持てないので、不安が強いことが理由ではないか。
- ・本人の意思をどう汲み取るのかが大きな課題。

視点

地域生活への不安解消（情報不足、経験不足）

自己決定の支援（意志の確認）

施設と在宅との認識のずれをすり合わせる場

重度化、高齢化による医療面での支援（相談含む）

ひとりの「生活者」を支える支援チームとしての連携と役割分担

<平成25年10月10日 第2回>

1. 地域移行の具体的なイメージ共有

知的障害者の生活イメージ（主に「住まい」の部分）

事例紹介

- ・50代男性。愛の手帳4度。高齢の母と遠方の兄弟。知的障害は先天的であり、「支援ありきの生活」の中で、自立にチャンスがなく生活してきたが、本人に自立への意欲がありグループホーム生活を経て単身生活に移行できた。
- ・40代男性。愛の手帳3度。母への暴力などから、やむなく単身生活に。通所先、近隣との関係の良さ、基本的な生活行動は自立していることで居宅サービスを利用しながら何とか単身生活が継続できている。

2. 「杉並区の地域移行、地域定着支援」のあり方

- ・自立例として良い事例。施設からGHC Hよりも、GHC Hから単身生活がとてハードルが高い。
- ・GHからの退去時は最も必要。関係機関が役割を持って、地域で緩やかに見守ることが必要。
- ・地域定着は定型の支援ではなく、不安や突発的な物事への対応について支援することが重要。
- ・サービス利用がうまくいかないが、モニタリングレベルではフォローが難しい場合必要。
- ・サービス利用の形はあるが、実質利用できていない、途切れているケースも必要。
- ・福祉サービスではなく、他サービス（医療のみ、一般就労など）を使っているが相談が必要なケースも適応では。
- ・知的障害でも、サービスなく不安定な人たちが見えてこない。既存の相談の枠組みでは見えてこないのでは。
- ・精神障害に限らず、多くのGH入居者が服薬の支援が必要だが、対応に不安がある。

3. (仮) 地域定着に関する意識調査実施の提案

地域定着支援の潜在的なニーズ（内容と量）を調査してみよう。

ワーキングGを募り、支援者（相談、通所、GH職員など）にアンケート調査を計画する（部会長、副部会長他数名を指名し、10月31日に実施検討）。

平成25年度 相談支援部会活動報告

1. 今期の活動内容について

第4期の相談支援部会は、区内の指定特定相談支援事業所の全事業所からの参加をお願いする行政職員等を含めた全部会員を3つのグループに分けて討議する、という2点についてメンバー、運営方法の大規模な改編を行った。

また、昨年度までの部会議論の到達点を踏まえ、今年度は個別の事例から見えてくる地域の課題の抽出、及び抽出された課題を協議会本会にスムーズに挙げていくプロセスを明確にする、という方向性を打ち出した。

ただし、3つのグループ(A～C)の議論を尊重し、各グループの運営方法および課題の挙げ方、また、各グループに対するスーパーバイズの機会の活用方法に関しては、グループごとに考えていくこととした。

上記の部会活動の方向性については、各グループのリーダー、サブリーダーと可能な限りメールによる情報共有を行い、また2回にわたってリーダー、サブリーダー打ち合わせを開催して、部会全体の進め方の共通認識を確認してきた。以下、A、B、Cの各グループでのここまでの検討・議論されてきた内容について、その概要を中間報告したい。

2. 各グループの検討・議論内容報告

Aグループ(資料3-A)

Bグループ(資料3-B)

Cグループ(資料3-C)

3. 年間まとめに向けて(今後のスケジュールと課題整理)

1 1月5日 第2回本会 部会の中間報告

(この間、必要に応じて各グループで打ち合わせ)

2 2月上～中旬 相談支援部会全体報告会(各グループの検討内容の報告)

3 3月19日(予定) 第3回本会 部会の年間まとめ報告

その後、障害者福祉推進協議会計画部会(来年度設置予定)にまとめ内容を報告する方向で、事務局において調整。

相談支援部会 Aグループ討議内容（中間報告）

1. 第1回グループ討議 8月5日（相談支援事業所リリーフ相談室）

持ち寄りの4事例や資料を読み合わせ、その後グループのテーマについて話し合い

- ・サービス利用計画作成過程での工夫や課題について
 - ・サービス等利用計画等の制度に関する疑問、課題についての意見
 - ・自立支援協議会や相談支援部会のあり方、運営方法等についての意見
 - ・すまいる開所後の4～8月にあった相談の傾向と感じたところ
 - ・相談支援体制の変更に伴う現場の混乱について
 - ・重心障害ケースや、サービス利用が多く調整に困難を感じるケースがおおい。計画相談支援の「基本相談」のふくらみが大きいケースが多く、負担感が大きい
 - ・発達障害者の就労に関わる母子ケースで、家庭ぐるみの支援が必要な場合の連携について
 - ・地域生活の維持のため支援が必要と判断しているが、支援を受け入れないケースへの対応について
- テーマを決め切れず、追加事例および提案事項について精査し、再度話し合うことになった。

2. 第2回グループ討議 9月2日（相談支援事業所リリーフ相談室）

第1回に続き、新たな事例と提案の内容について話し合い

- ・複数の障害と課題があり、不安定なケース対応について
 - ・同行援護の単体での継続利用の予定であったが、他にもサービスを利用していない障害を持つ家族があり、問題が複雑に絡み合っていた家庭ケースの対応について
- 協議会のあり方、運営方法などについての提案と1事例を選択し、提案内容については、グループメンバーでもう少し議論を深めることとし、事例検討は第2部としてそこから課題を共有していくこととしたい。

3. グループ討議（スーパーバイズ）

10月1日予定であったが、都合により延期とした。
再度スーパーバイザーとの調整を行い、11月19日に実施予定。

相談支援部会 Bグループ討議内容（中間報告）

1 事例の抽出（8月13日）

第1回討議の場を持ち（場所：ひゅーまんネット事務所）部会メンバーで課題が共有できそうな事例を持ち寄り、意見交換を実施した。

その結果、

（1）母子ともに支援が必要な世帯へのアプローチについて〈こども発達センター〉

（2）通過型グループホーム入居者の支援について〈やどり木〉

の2事例の検討を行うことを確認した。事例検討の際には「当事者が地域で暮らしやすくなるよう形が残る討議」をしていくという目標を定めた。

2 事例検討会の実施（9月5日）

グループリーダーと事務局で討議のポイントを整理した後、2事例について意見・情報交換等を行う。

事例1について、家族個々の状況・サービスの利用状況・課題・今後の支援についてなどを中心に討議をした。

事例2について、家賃保護制度について・経済的な支援方法・生活上の相談支援などを中心に討議を行った。

3 事例検討会後の振り返り

事例検討会での討議内容をグループリーダーと事務局で再度整理し、スーパーバイズを受ける日まで洞察を深めてきてほしいポイントを整理し、各メンバーに資料配付した。

4 スーパーバイズ（10月8日）

2事例について、再度振り返りと意見交換を行ない、各事例について助川先生のスーパバイズを受けた。

事例1については、母に対しては現状肯定的に周囲が接することの大切さや家族のトータル支援のために「家族評価」の手法を用いることなど相談支援の手法を助言いただいた。

事例2については、利用期間3年間の中での支援プログラムの重要性を確認したうえで相談支援者との関係性についてなど助言いただいた。

相談支援部会 Cグループ討議内容(中間報告)

1、グループ討議 (於：杉並障害者自立生活支援センターすだち)
1回目：8月27日 2回目：9月10日

それぞれの事業所で抱えている事例をできるだけ多く持ち寄り、それぞれ確認、意見交換を行った(計19事例)。意見交換された主なケースは次のとおり。

- ・サービス等利用計画を作成したが、本人の都合でサービスを使わずにいるケース。
- ・本人と連絡がとりづらく現状把握が困難なケース
- ・病状が安定せず、福祉サービス利用が続かないケース
- ・サービス等利用計画作成に拒否的で、サービスに繋がらないケース
- ・身体表現性障害のある知的障害者で、現存の通所サービスでは対応が難しいケース
- ・身寄りがないが、成年後見制度が使えず、金銭管理が難しいケース
- ・親に介護疲れがあるが、児童が病弱でショートステイ等使えないケース
- ・親の障害認知が得られずサービスにつながらないケース
- ・入退院を繰り返し地域生活が困難なケース
- ・親が本人を振り回してしまうケース
- ・親が高齢化して問題が顕在化したケース
- ・軽度の障害でサービスにつながらずに過ごしていたが、一人暮らしとなり問題が顕在化したケース
- ・本人の問題意識がなく、支援者からみて問題が悪化しているが支援できないケース
- ・学童期に長期休暇時の過ごす場所がなく支援が行き詰るケース
- ・グループホーム利用者で難病を発症し医療的ケアが必要になったケース

2、グループ討議 (於：杉並区役所)
3回目：11月12日(スーパーバイズ) 予定

グループ討議 で確認した個別事例の課題から共通の課題を確認・整理し、地域の課題を抽出する作業をスーパーバイズを受けながら行う予定。

杉並区障害者地域相談支援センターの運営状況報告

平成25年度から障害者相談支援体制の再編整備に伴い開所した杉並区障害者地域相談支援センターすまいる(以下「すまいる」という。)の運営状況については以下のとおりです。

1 相談件数と相談の内訳(4月~9月30日現在 累計)

<相談件数> 11,234件(うちピア相談件数334件)

荻窪 5,498件 高円寺 3,149件 高井戸 2,587件

<障害別構成比>

身体417名(3.5%) 知的3,598名(30.0%) 精神6,929名(57.7%)

発達305名(2.5%) 難病19名(0.2%) 高次脳81名(0.7%) その他666名(5.5%)

<相談方法>

訪問 152件 来所 1,625件 同行 95件 電話 7,504件 メール296件

個別支援会議 39件 関係機関 1,412件 その他12件

<連携関係機関>

行政:地域ネットワーク推進係 保健センター 福祉事務所 警察 ハローワーク 他

地域:特定相談支援事業所 地域の通所施設 ケア24 ヘルパー事業所 雇用支援事業団 病院 他

2 事業の実施状況

相談支援

電話相談を中心に、相談の場として定着してきています。日常的な悩みの相談に立ち寄り方も増えています。また複合的な問題を抱えたケースには、様々な関係機関と連携し対応を行っています。

当事者職員やピア相談員などによるピア相談も少しずつ始まっています。

地域連携ネットワーク

自立支援協議会に参加しているほか、地域の関係機関との連携も積極的に行われています。毎月のすまいるニュースを通じて、事業の紹介や地域生活に役立つ情報の発信なども行っています。

本人の自立を支援する事業

各すまいるで工夫を凝らした事業を行っています。なかなか外に出て社会との接点を持たないような方が外に出るきっかけとなるような事業や、パソコンやお料理の講座など楽しくスキルを上げるような講座も開かれています。11月にはピア相談員の育成講座も開かれます。

精神障害者の自立を支援する事業(すまいる荻窪のみ)

オープンスペースではメンバーの方たちが活動内容の話し合いなどを行っています。ピア相談員による電話相談や、ピアサポーター等による病院から地域への移行を支援する事業も実施しています。

平成25年度「自立支援協議会シンポジウム」の内容について

目的

- ・自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらう
- ・杉並の障害者福祉を区民と共に考える

主催・企画運営

主催：杉並区

運営方法：自立支援協議会委員有志による運営委員会方式

11月～12月にかけて集中的に開催し準備を行いたい

日程と会場：日程・・・平成26年1月20日(月)午後(予定)

会場・・・杉並保健所講堂(地下1階)

テーマ(案)

『医療的ケアが必要な障害者の地域生活を考える』

(趣旨)

医療面からの手厚い支援を必要とする障害者が適切な医療資源を活用しながら地域で生活を継続していくために必要な支援のあり方について考える。

さらに、医療分野と保健・福祉分野また教育分野等との幅広い連携をどのように図っていけばよいかについて考える。

(参考) これまでのシンポジウムの概要

平成23年度(第1回)24.2.21

- ・基調講演「障害者総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の展望」明治学院大学 茨城尚子教授
- ・地域自立支援協議会活動報告
- ・パネルディスカッション「地域における障害者の自立生活(くらし)を考える」
(精神障害当事者、知的グループホームスタッフからの報告)

平成24年度(第2回)25.2.12

- ・基調講演「新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会」厚生労働省 遅塚昭彦専門官
- ・地域自立支援協議会活動報告
- ・パネルディスカッション「地域における障害者の自立生活(くらし)を考える」
(身体障害当事者、ヘルパー従事者からの報告)

杉並区における就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント（案）

障害者生活支援課

1 目的

就労系障害福祉サービスを利用するにあたって必要な就労面の力をアセスメントするために、(このアセスメントの数値の高低が就労可能性の数値となるものではない)

2 対象者

就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業・就労継続支援A型・就労継続支援B型)の利用希望者

就労継続支援B型の利用希望者で、次の要件に合致しない人は、アセスメントを必須とする。ただし、特別支援学校等新卒者以外の取り扱いについては、平成27年度からとする。

- (1) 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な者。
- (2) 就労移行支援事業を利用した結果、本事業の利用が適当と判断された者。
- (3) (1) または (2) に該当せず、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

3 実施内容(概要)

実施内容

- ・基本2日間、「就労移行支援事業」の「暫定支給」を行い、下記の実施場所にて、アセスメントを実施する。(支給日は3日をし、その範囲で本人の状況等に応じて日数を増やせる等柔軟に対応できるようにする)
- ・アセスメントには、共通の「結果シート(評価票)」を用いる。
- ・アセスメント修了後に「アセスメント修了証」をアセスメント実施事業所が発行する。「アセスメント修了証」は、「就労継続支援B型」の支給申請時の確認資料とする。

実施場所

- ・基本的には杉並区障害者雇用支援センター(就労移行支援事業(定員:20名))で実施する。
- ・次の場合、下記施設の就労移行支援事業(下線部)でも実施可能とする。
 - 1 利用希望者が、下記施設のB型事業を希望する場合
 - 2 利用希望者が、下記施設でのアセスメントを希望した場合
 - 3 利用希望者が生活介護と就労継続支援B型の併願者等、下記施設でのアセスメントが適していると想定される場合

- ・あすなる作業所
多機能型施設（定員）：就労移行支援（8）、就労継続支援B型（22）、生活介護（30）
- ・あけぼの作業所
多機能型施設（定員）：就労移行支援（8）、就労継続支援B型（42）、生活介護（30）
- ・どんまい福祉工房
多機能型施設（定員）：就労移行支援（10）、就労継続支援B型（20）

4 課題

就労移行支援事業所の体制

利用希望者・ご家族・アセスメント実施事業所等の負担が大きい。

- ・生活介護と就労継続支援B型併願の利用希望者が就労移行支援事業所でアセスメントをする負担
- ・暫定支給等アセスメントの手続きの煩わしさの負担
- ・利用希望者（ご家族）については、106項目、施設への契約、サービス等利用計画の作成等の負担がかかる。
- ・就労移行支援事業所については、契約事務、国保連の請求事務等の負担がかかる。

関係者との連携

5 実施までのスケジュール

平成25年度

10月 福祉事務所に案報告（10日）

学校関係者との意見交換（16日）

就労移行支援事業所との意見交換（21日～）

保健センター等庁内関係者に案を報告（30日：情報連絡会）

11月 杉並区地域自立支援協議会（5日）に案を報告

就労継続支援B型事業所に案を報告（19日：施設長会）

指定特定相談支援事業所に案を報告（下旬）

12月 入所調整会議に案報告（9日：第三回障害者通所施設入所調整会議）

アセスメント案完成・決定

1月 学校関係者向け説明会

関係者への周知

3月 アセスメントの希望調査（学校へ依頼）

平成26年度

4月 アセスメントについて学校及び施設で日程調整

5月～アセスメント実施